東京都障害児通所給付費等不服審查会運営規程

平成24年10月22日 東京都障害児通所給付費等不服審查会会長決定 一部改正 平成25年9月18日 東京都障害児通所給付費等不服審查会決定 一部改正 平成27年5月11日 東京都障害児通所給付費等不服審查会決定 一部改正 平成28年8月9日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、東京都障害児通所給付費等不服審査会条例(平成24年東京都条例第59号。 以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、東京都障害児通所給付費等不服審査会(以下「不 服審査会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

第2章 委員総会

(設置)

- 第2条 不服審査会に、委員全員によって構成する委員総会を置く。
- 2 委員総会は、次の各号に掲げる事項を処理する。
 - 一 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第56条の5の5第2項に おいて準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法 律第123号。以下「総合支援法」という。)第100条第1項に規定する会長(以下「会長」 という。)の選挙の執行に関すること。
 - 二 法第56条の5の5第2項において準用する総合支援法第100条第2項に規定する会長の職務を代行する者(以下「職務代行者」という。)の選挙の執行に関すること。
 - 三 条例第2条第2項に規定する合議体(以下「合議体」という。)の長の指名に関すること。
 - 四 不服審査会の運営に関する規程の制定改廃に関すること。

(招集)

- 第3条 委員総会は、会長が招集する。
- 2 会長は、委員総会を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合を除くほか招集期日の7 日前までに日時及び場所を委員に通知しなければならない。
- 3 委員は招集の通知を受けた場合において、出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に

申し出なければならない。

4 会長に事故がある場合、又は会長が欠けた場合において、職務代行者にも事故があるとき、又は職務代行者が欠けたときにおける前3項の規定の適用については、これらの規定中「会長」とあるのは、「知事」とする。

(議事)

- 第4条 会長は、委員総会の会議の議長となる。
- 2 委員総会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員総会の議事は、議長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決 するところによる。

(議事録)

- 第5条 会長は、委員総会の会議について、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、保存する。
 - 一 開催年月日
 - 二 出席した委員等の氏名
 - 三 付議した議案
 - 四 議事の要点
 - 五 その他必要な事項

第3章 会長

(会長)

第6条 会長は、審査請求の事件の事務において、不服審査会を代表する。

第4章 合議体

(合議体)

- 第7条 不服審査会に、知事が諮問した審査請求の事件の審理を行うため、委員のうちから会長が 指名する5人の委員で構成する合議体を置く。
- 2 複数の合議体を設置した場合、各合議体において取り扱うべき審査請求の事件については、会 長が決定する。

(合議体の招集)

- 第8条 合議体は、会長が招集する。
- 2 会長は、合議体を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合を除くほか招集期日の7日 前までに日時及び場所を当該合議体を構成する委員に通知しなければならない。
- 3 委員は招集の通知を受けた場合において、出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に

申し出なければならない。

(合議体の議事)

- 第9条 合議体のうち、会長がその構成に加わるものにあっては、会長が長となり、その他のもの にあっては、不服審査会が指名する委員が長となる。
- 第10条 合議体は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 第11条 合議体は、長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、長の決すると ころによる。
- 第12条 不服審査会において別段の定めをした場合のほか、合議体の議決をもって不服審査会の 議決とする。

(委員の除斥)

- 第13条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該審査請求の事件に関する議事に 加わることができない。
 - 一 委員が審査請求人又は審査請求に係る処分の名あて人であるとき。
 - 二 委員が審査請求人又は審査請求に係る処分の名あて人の親族であるとき、又はあったとき。
 - 三 委員が審査請求人の代理人であるとき。
 - 四 その他、委員が当該事件に利害関係を有するとき、又は利害関係を有することが判明したとき。

(会議の非公開)

第14条 合議体の会議は公開しない。

(議事録)

- 第15条 会長は、合議体の会議について、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、保存する。
 - 一 開催年月日
 - 二 出席した委員等の氏名
 - 三 付議した審査請求の事件
 - 四 議事の要点
 - 五 その他必要な事項
- 2 合議体の議事録は公開しない。

第5章 答申

(答申)

- 第16条 不服審査会は、知事が諮問した審査請求の事件に係る議決の内容を、その理由を付して 書面で知事に答申する。
- 2 答申書には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 審査請求人たる障害児の保護者の氏名、住所及び生年月日
 - 二 審査請求が代理人によってなされたときは、代理人の氏名及び住所
 - 三 原処分をした区市町村の名称
 - 四 不服審査会の結論
 - 五 不服審査会の判断
 - 六 答申の年月日

第6章 口頭意見陳述

(口頭意見陳述)

- 第17条 合議体は、審査請求人から行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行審法」 という。)第81条第3項の規定により準用される行審法第75条第1項の規定による口頭意見 陳述の申立てがあったときは、その実施の要否について決定する。
- 2 会長は、前項の規定により口頭意見陳述を実施することとしたときは、あらかじめ口頭意見陳述を行う日時及び場所を指定し、申立人に通知するものとする。
- 3 口頭意見陳述は、当該口頭意見陳述に係る審査請求の事件の担当合議体において処理する。

第7章 審理のための調査の求め

(審理のための調査の求め)

- 第18条 会長は、審理を行うため必要があると認めるときは、知事に対し法第56条の5の5第 2項において準用する総合支援法第103条第1項に定める審理のための調査を求めることがで きる。
- 2 会長は、知事に対し、前項の規定に基づく診断その他調査を行う医師等を推薦することができる。
- 3 会長は、審査請求人又は関係人が法第56条の5の5第2項において準用する総合支援法第103条第1項に基づく知事の求めに応じて出頭、審問を受けるときは、知事に対し、当該審査請求の事件を取り扱う合議体の委員の傍聴を求めることができる。

第8章 雑則

(庶務)

第19条 不服審査会の庶務は、福祉保健局において処理する。

(委任)

第20条 法令、条例及びこの規程に定めるもののほか、不服審査会の運営に関し必要な事項は、 会長が定める。

附則

この規程は、平成24年10月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月18日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年5月11日から施行する。

附則

この規定は、平成28年8月9日から施行する。